

市役所本庁舎女子トイレの増設等について

1. 増設等の目的

市役所本庁舎の女子トイレの数は、来庁者や女性職員等の人数に対し少ない状況となっているが、本庁舎内への新設は構造上困難であることから、1階会計課わきの既存トイレの機能変更で女子トイレの数を増やし、混雑を解消する。

(改修前トイレの数：女39：男大53、小75)

さらに、改修に併せ新しい女子トイレ内にオムツ交換台を設置し、乳幼児を伴って来庁する市民の利便性の向上を図る。

また、11階大会議室での女性が多数参加する会合の開催時において、会議等の休憩時間に女子トイレが混雑している状況が生じており、その混雑の解消を図る。

2. 1階西側(会計課わき)の女子トイレの増設(別紙1)

○現在の1階西側(会計課わき)男子トイレを廃止し、女子トイレとする。

これにより、女子トイレの個室の数が3個増えて、5個となる。(和式2個、洋式3個)

【内容】

- ・男子トイレの小便器を撤去し、そのスペースにオムツ交換台を設置する。
- ・既存の女子トイレの和式を洋式に改修する。
- ・本庁舎1階に女子トイレの案内板を設置し、市民への周知を図る。
- ・男子は、1階東側(正面玄関わき)や地下のトイレなど他のトイレを使用してもらう。

【使用開始日】

令和2年3月16日(月)

3. 11階女子トイレの臨時増設

○11階大会議室で開催する総会、講演会、研修会などで女性が多数参加する会合等において、休憩時間等に女子トイレの混雑が予想される場合は、11階の男子トイレを一時的に、女性専用として使用する。

【女性専用とする場合】

- ・実施については、会合等を開催する各課等で判断する。
- ・実施時間帯においては、臨時増設用に作製した看板等を設置する。(別紙2)
- ・実施する場合は、前日までに管財課へ連絡し、臨時増設用の看板を借り受け、各課において、設置・撤去を行う。
- ・会合の開始前などに参加者へ周知する。

【運用開始日】

令和2年4月1日(水)

問い合わせ先
財政部管財課
023-641-1212 内 275

1 階西側トイレ

既存のベビーベッド
はこのまま残す。

会計課

こちらのトイレは女性専用です。
男性の方は、正面玄関わきのトイレを
ご利用ください。



女

男→女

現在の女子トイレ

- ・和式を洋式に改修
- 改修前 和式1、洋式1
- 改修後 和式0、洋式2

現在の男子トイレ→女子トイレへ変更

- ・小便器4台撤去
- 改修前 小便器4、和式2、洋式1
- 改修後 小便器0、和式2、洋式1
- ・撤去したスペースにおむつ交換台を設置

※改修後は和式1、洋式1 から 和式2、洋式3となる。

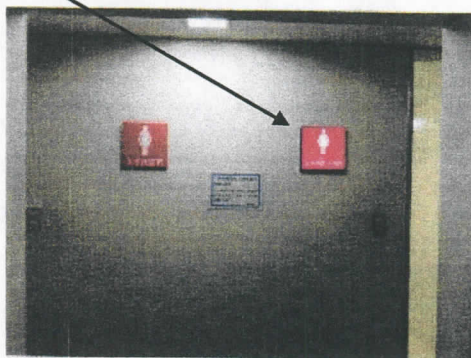
11階トイレ

別紙2

こちらのトイレはただ今の時間、
女性専用とさせていただきます。
男性の方は10階のトイレをご利用ください。



脱着式



書「共に生きる」（金澤翔子氏作）の庁舎内への展示について

1 書について

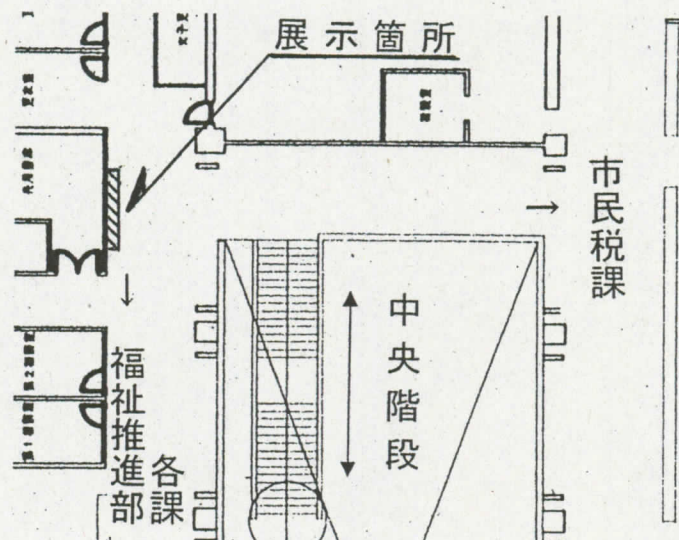
- ・令和元年10月20日（日）に、山形中央ライオンズクラブ（峯田 文雄 会長）の協力を得て開催した「心のバリアフリー研修会」にて席上揮毫したもの。
- ・「共に生きる」は翔子氏が日頃から大切にしている言葉であるとのこと。
- ・額装後のサイズ 約 384 cm×112 cm（書の大きさは畳2畳分）

2 書の展示について

- （1）目 的 壮大な「共に生きる」の書を展示し、山形市が目指す障がいがある人もない人も共に生きる「共生社会」の実現を市民に発信するため。
- （2）展示場所 市庁舎中央階段2階西側の壁面
- （3）展示開始 3月24日（火）

※展示場所周辺は、4月10日（金）まで、福祉タクシー券交付の臨時窓口を設置しております。

【庁舎2階平面図】



問い合わせ先 障がい福祉課
Tel 023-641-1212 内625

第2回やまがた検定の結果について

1 実施の結果について

○一般検定

受検者 140名 (欠席者37名)

◆認定者数

1級認定者(80点以上) …0名 0%

2級認定者(70点以上80点未満)…10名 7%

3級認定者(60点以上70点未満)…32名 23%

配級なし(60点未満) …98名 70%

※最高点…76点、最低点…24点

※最年少受検者…10歳、最年長受検者…92歳

※最年少認定者…11歳、最年長認定者…82歳

◆地域別受検者数

○山形市内 …120名

○山形市外県内…15名

内訳 天童市…4名 上山市…2名 東根市…2名 鶴岡市…1名

山辺町…2名 米沢市…2名 白鷹町…1名 寒河江市…1名

○県外 …5名

内訳 宮城県仙台市…1名 石川県白山市…1名

東京都小金井市…1名 青森県青森市…2名

◆得点別受検者地域

	山形市内	山形市外県内	県外
70点以上80点未満	10名	0名	0名
60点以上70点未満	28名	4名	0名
60点以下	82名	11名	5名

◆年齢別認定者数

	2級	3級	級なし
70歳以上	3名	4名	7名
60歳以上70歳未満	2名	9名	17名
50歳以上60歳未満	3名	11名	15名
40歳以上50歳未満	1名	7名	33名
30歳以上40歳未満	1名	0名	11名
20歳以上30歳未満	0名	0名	7名
20歳未満	0名	1名	8名

◆体験ツアー別参加者数

平清水焼 …40名

こけし絵付け…12名

そば打ち体験…17名

酒蔵見学 …22名

味噌づくり …49名

○上級検定

受検者 9名 (欠席者0名)

◆審査結果

ゴールド賞 4名 シルバー賞 5名 ブロンズ賞 0名

2 アンケートの結果について

アンケート回収数 87件

○問題の難易度について(選択式)

簡単だった … 1名 1%

やや簡単だった… 0名 0%

普通 … 6名 7%

やや難しい … 24名 28%

難しい … 56名 64%

○今後の受験意欲について(選択式)

受けたい … 65名 76%

どちらかと言えば受けたい … 10名 12%

不明 … 9名 10%

どちらかと言えば受けたくない… 2名 2%

受けたくない … 0名 0%

○その他

受検者がおすすめする体験ツアーについて(自由記述)…76件

3 「やまがた検定」の今後の展開について

今後も継続してやまがた検定実行委員会が主体となり、一般検定と上級検定を実施していく。

また、上級検定の認定者には、イベントで観光案内をしていただくなど活躍いただける場を創出し、協力を得ながら山形ブランドの魅力向上を図る。

【問い合わせ先】

商工観光部山形ブランド推進課
ブランド戦略グループ

TEL : 023-641-1212 (内線 412)

令和 2年 3月25日

市長記者会見資料

中央駐車場における上限料金（土日祝日等及び平日夜間）設定の試行について

1. 目 的 市民サービスの向上及び中心市街地の活性化を図るため、現在試行中ですが、中心市街地の活性化を更に図るため、試行内容の拡充と試行期間の1年間延長によって、新しい試行を導入するものです。

2. 期 間 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間

3. 内 容 土日祝日等の閉庁日は、7時30分から22時00分までの間
最大料金が500円となります。

平日夜間の17時30分から22時00分までの間
最大料金が300円となります。

4. 料 金 表

土日祝日等の駐車時間 (7:30~22:00 までの間)	条例上	現試行（現行）	新試行
7:30~ 8:30 1時間	250円	250円	250円
7:30~ 9:30 2時間	450円	450円	450円
7:30~10:30 3時間	650円	500円	500円
7:30~12:30 5時間	1,050円	500円	500円
7:30~17:30 10時間	2,050円	500円	500円
7:30~19:30 12時間	2,450円	500円	500円
7:30~22:00 14時間30分	2,950円	1,000円	500円

平日夜間の駐車時間 (17:30~22:00 までの間)	条例上（現行）	新試行
17:30~18:30 1時間	250円	250円
17:30~19:30 2時間	450円	300円
17:30~20:30 3時間	650円	300円
17:30~22:00 4時間30分	950円	300円

問い合わせ先

都市整備部道路維持課

Tel.023-641-1212 内524

令和2年繁忙期に係る臨時窓口の開設及び窓口延長の実施について

1 目 的

窓口の利便性を高め市民サービスの向上を図るとともに、届出が集中する時間帯を分散させることにより、混雑緩和と待ち時間短縮を図ることを目的とする。

2 臨時窓口の開設日及び窓口延長期間

臨時窓口：令和2年3月22日（日）及び3月29日（日）の2日間

午前8時30分から午後5時まで

窓口延長：令和2年3月23日（月）から4月3日（金）までの平日10日間

午前8時30分から午後7時まで（2時間延長）

3 実施窓口

山形市役所本庁（市民課、国民健康保険課、家庭支援課）

※市民課証明コーナー及びコミュニティセンターは対象外

4 取扱業務

【市民課（1番～6番窓口）】

住民異動届、通知カード・マイナンバーカードの記載変更、戸籍届、印鑑登録、特別永住者各種申請、住民票の写しの交付、印鑑登録証明書の交付、戸籍の各種証明書等の交付、国民年金の資格異動届、国民年金の免除申請、住居表示の届出、原付標識交付

※ 他市区町村等に確認を要する届出及び特例転入を除く

※ 混雑回避のため、繁忙期はマイナンバーカードの臨時交付窓口での交付は行わない。（令和2年3月1日から4月10日までの期間）

【国民健康保険課（7番窓口）】

国民健康保険加入・離脱届、国民健康保険被保険者証・高齢受給者証等の再交付

【家庭支援課（10番窓口）】

児童手当、福祉医療、児童扶養手当、健やか教育手当、こども医療等の申請

5 その他

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、転出届の受理及び転出証明書の交付について郵便を利用する等の対応も実施し、市ホームページ等でご案内しております。

令和2年繁忙期に係る水道・下水道の使用開始届等の電話受付時間延長について

1. 目 的

上下水道の使用開始及び中止の届出が非常に多くなる卒業や転勤シーズンにおけるお客様サービスの向上を図るため、これらの届出及び上下水道料金の支払い方法等の問い合わせについて、平日と休日における電話受付時間を延長し実施します。

2. 実施内容

(1) 期間		3月15日（日）～4月5日（日）（22日間）
(2) 延長する時間		ア 平日の電話受付時間を午後7時まで延長 イ 土・日曜日及び祝日の午前8時30分から午後5時まで電話受付を実施
(3) 取扱業務	お客さまサービスセンター	水道・下水道の使用開始・中止届
	料金センター	検針内容や水道料金・下水道使用料の支払い方法等の問い合わせ
(4) 受付電話番号		023-645-1177 「引っ越しの手続き」とお伝えください。

3. その他

水道・下水道使用開始、中止届については、上下水道部ホームページからインターネットにより24時間届出可能となっています。

問い合わせ先
上下水道部営業課
TEL023-645-1177 内101